

第

5747

号



リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 7月 5日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

立木の評価の見直し

Q: 相続における立木の評価が見直されたとか。どのようになったのですか？

A: 次のようになりました。

【解説】

今年度の税制改正で、森林の主要樹種の立木の評価方法の一部が次のように改正されました。

①切替樹齢

切替樹齢(木材市場へ出すと有価となり始める立木の樹齢)が、杉が37年(改正前39年)、ひのきが33年(同32年)とされた。

②標準伐期

杉及びひのきの標準伐期が後ろ倒しとされた。

③適用利率

標準伐期を超え標準伐期の2倍の樹齢までの立木の評価に適用する利率が年1.5%(改正前2%)とされた。

④別表2の各種金額

評価通達の別表2「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」の「1. 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表」、「2. 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『C』の金額表」、「3. 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『補助金相当額』の金額表」、「4. 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『標準伐期の標準価額』の金額表」、「5. 樹齢m年の森林の立木の標準価額表」の杉及びひのきの金額が改められました。

